

佐伯藩史料温故知新録と

戸倉家伝記について

野々下 晃

(会員・佐伯市二栄)

(一)戸倉家伝記(原文一五八号掲載)

高政公再朝鮮表え御渡海の節も、織部儀致御供候、朝鮮表にて南原の城攻の砌、諸大将各被逐御一戦、八月十五日落城の刻、高政公の於御陣中、織部儀一番乗り一番首の致高名候、右一戦働の甲乙惣御大将、秀家公より御吟味有之、惣手の一番乗り森民部大輔於其手二一番乗り一番首の高名森織部と軍帳に被載せ、則秀吉公え御注進有之候、其後水宮と申瀬戸にて、大明の番船、船軍有之刻高政公自忠戦を被励、御手の勢四拾六人乗り一所に討死、織部儀十死一生の働き数ヶ所手を負い、高政公敵の番船え御乗り移り防戦を被為逐、剩深手を被為負、番船より海中え被為落候所、堂藤佐渡守高虎、加藤左馬頭嘉明、脇坂中務少輔安治の兵船を以助來、

高政公を則佐渡守高虎の兵船え助ヶ乗せ申候、此時織部儀

高政公に相隨ひ、力戦して^逃を追い大ひに破之、猶又甚深手を負、佐渡守高虎、行重が働を賞美し給ふ。

高政公を種々御療治看病有之、其の後佐渡守高虎、左馬頭嘉明、中務少輔安治右御三人え対し、

高政公被仰候は、今度南原城攻の節、家來森織部の働達上聞候上は、素感状早速可出置所、軍事に無隙及延引候内、互に深手を負い候、存命の内遺之度旨被仰候得ば、右御三人御承知御尤に思召候、早々御感状御出可然段御挨拶有之、高虎被仰候は、無比類働被感候、御痛所有之御執筆難被成候まま、御代筆可被成由にて、則其席において

高政公よりの御感状、高虎御自筆にて織部頂載之

秋山家に伝わる戸倉家伝記の中に、藤堂高虎自筆と載っている友重名で、「もりおりべ」に与えた宛行状については、かつて本誌左記各号において、それぞれ関係資料を挙げてその信憑性について論証を試みた。

高虎直筆と伝えられる感状
 高虎直筆と伝えられる感状

高虎直筆と伝えられる感状

上記の感状に記された知行宛書
 上記の感状に記された知行宛書

上記の感状に記された知行宛書

以上

其年於高麗申付候

加増所付之事津江谷

赤石小河原於堅田

内百石並夜開郷

於今村百石合式百石

分宛行候其年之

物成等自代官前請

取以其上永代全

可令領地候状如件

民部大輔

慶長三年

八月十五日 友重押

森織部殿

(1) 佐伯史談一五一号(三二頁—三九頁)

藤堂高虎筆と伝えられる戸倉行重に授与された感状について

論旨の概要

戸倉家と秋山家との系列を戸籍によって解説し、くだんの宛行状が真正であることを立証し、併せて昭和四十九年二月、佐伯市が発行した「佐伯市史」所載の控(祐筆書)との差異点を列挙した。省みるとこれ(控)を「市史」に載せた主旨は、高政の実名が友重であること
を例示する資料として挙げたものであるから、それを高虎の自筆か否かを検討する対象として選ぶべきではなかった。

(2) 佐伯史談一五七号(一一一—一七頁)

戸倉織部行重供養塔碑文の訓読について

論旨の概要

この碑文は当時の碩学として知られた養賢寺住職、珠月山が戸倉家八世庸貞の請いによって草案した。その中に「再陪船入朝鮮門南原城」と綴った一節がある。従来これを「再陪船入朝鮮門南原城」と門を名詞に訓読していたが、「再陪船入朝鮮門南原城」と門を動詞に訓読する

のが正解であることを、多くの資料を例示して解説した。

すなわち朝鮮の都市は屏で囲まれた城であつて、それには東・西・南・北に門を備えていた。従つて城都を攻めるには門を攻めた。この碑文の草案者は、門南原城とこのくだりに門の字を配している。この用字から推察しても、その人の学識の深さが伺えるが、その人が一字一句を厳しく推敲した碑文にすら、「公令高虎書所賞之状」という一節を綴つて、件の宛行状が高虎の自筆であることを強調していることを解説した。

(3) 佐伯史談一五八号(一八頁—二八頁)

藤堂高虎直筆と伝えられる民部大夫友重名でもりおりに授与された感状について

論旨の概要

書名「書と人物」第三卷武人

責任編纂者 桑田忠親 国学院大学客員教授文学博士

編纂者 二木謙一 国学院大学助教

この書中に右に掲げた二人の学者が高虎直筆と認定された資料が載っていた。くだんの宛行状との対照用に最高の資料と解して、一字一字対比検討して論証を試みた。

(4) 佐伯史談一六〇号(一四頁—二〇頁)

藤堂高虎直筆友重名でもおりべに授与された宛行状中

「なんむん」のペールを脱ぐ

論旨の概要

以上

今度かうらい（高麗）「なんむん」にて、一番のり一番（首）くひ取候儀、てから（手柄）ひる（庇想）（い）なく候、はうミとして（喪美）ちけう（知行）式百石遣候、弥（いふよ）ちうせ（忠節）つかん（肝要）用者也

民部大夫

九月廿七日友重判

もりおりべ殿

冒頭の一節を直訳すると「今度高麗南門にて」となる。南門を現地語に訳すとナムウシナムウシである。しかし、戸倉家伝記等史料によると行重がこの宛行状を与えられる功名をたてたのは南原とある。南原を現地語に訳すとナムウツンナムウツンである。秀吉軍が遠征当時現地に於いて、南原が南門に訛って「なんむん」に発音されていたと察しられるが、この経緯に照らしてもくだんの宛行状が現地で作成された証しといえる。

(二)高虎最終の封地・津（三十二万三千石）の反響



藤堂高虎

これより先佐伯史談一五一号（平成元年七月発行）と、くだんの宛行状コピーに戸倉家伝記を添えて、慶長の役における津史料所載の藤堂藩の戦績を津市教育委員会に照会した。これに対して同委員会が紹介したのが七里亀之助氏であった。この人は夕刊新伊勢新聞に「巷説藤堂高虎」を連載し、坪井同社々長の要請によって昭和五十五年八月、「ふじの生涯巷説藤堂高虎」を刊行し、また、津市において五日会を主宰するなど、津市史研究については最も造詣の深い史家であった。もともと津三十二万石余から見れば佐伯は二万石余の小藩で、幕下の一武将に過ぎない。現に毛利氏の前任佐伯氏は高虎に随身していた。そのような先人観も加わってか、宛行状高虎直筆説に対して七里氏から寄せられた書状は、高虎は不文であったから、このような流麗な漢字は書けない云々という厳しい内容で、その参考資料として自著「ふじの生涯」を添えてあった。ちなみにその中に述べられている宛行状高虎直筆説に対する反論資料を挙げると、次の通りである。

(1) 夜話会

その中の一人三宅亡羊が綴った文書の中に、御不文字にて書物は御聞分けなされ難く候、御心得にも可成事は御はなしに申上候とあつて、高虎は御文字すなわち漢字は読めぬし書けない。

(2) 終焉遺体の湯灌記録

御遺体に明き所も無之程の御疵跡御座候 玉(彈)疵槍疵も所々に御座候 御右手の薬指小指は切れ御爪無之候 左御中指も一寸程短く右御足親指も御爪無御座候 恐敷御苦勞被成候御事と度々咄申候 左右の御手御指の腹にふし立候様にまめ幾と無被成御座候 御年寄被成候ては御指余程御不自由に相見へ申候 是は度々御戦場にて鞍壺を御たたき被成候故と御咄し御座候由……

(3) 遺墨

高虎公遺墨は非常に珍しい。それは筆をとることが不自由で不得手であったからである。今残っている大方の遺墨は枯筆が書いたものに印をついたもの、あるいは花押だけを書いたものが殆どである。

花押は三角形の「おむすび」型である。何度もベタベタとなぞつてある。遺体湯灌記録にもあるように指は切

れているし、爪がない指の節には「タコ」があるという状態で、満足に筆が使えなかったからだ。

(三) 国学院大学文学部長 二木謙一氏の示唆

二木教授は佐伯史談一五八号(平成三年十月発行)所載、「藤堂高虎筆と伝えられる民部大夫友重名で、もりおりべに授与された感状について」の論証の際、その対象資料となった「書と人第三卷武人」の編纂者である。また、その頃

◆戦国武将の手紙を読む 平成三年七月発行

◆神になろうとした男

織田信長の秘密 平成三年十一月発行

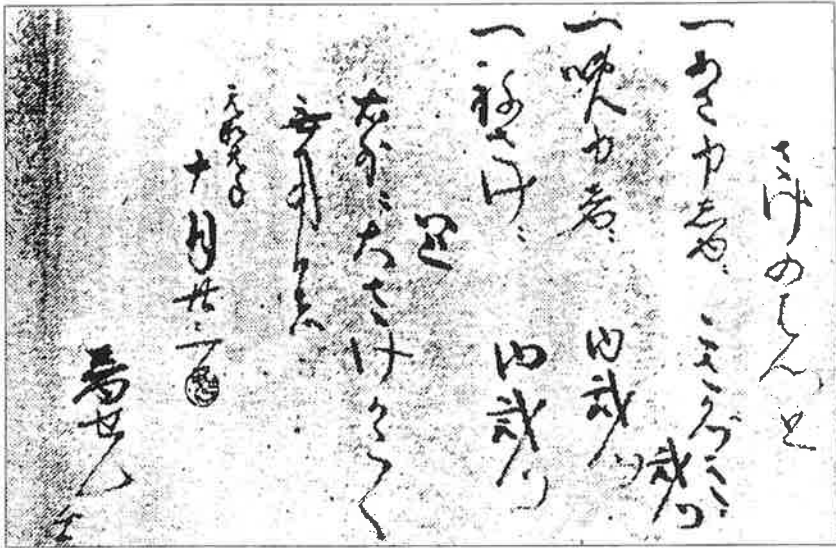
等を次々と著述され、戦国武将の研究については最高の権威であった。平成三年の末頃と記憶しているが、意を決してその二木教授に宛てて高虎直筆か否かの検討を要請し、資料として左記を添えた。

一、戸倉家伝記

二、宛行状写

三、佐伯史談一五八号 平成三年十月発行

四、ふじの生涯 七里亀之助著



高虎直筆と伝えられる「さけのはつと」
 (七里亀之助氏説によれば墨印のみという)

平成五年四月九日(約一年五ヶ月目) 待望久しかった
 二本教授発信の書留が届いた。その内容要旨はほぼ次の
 通りであった。

藤堂高虎の筆蹟に関する資料(戸倉家伝記・宛行状
 写・ふじの生涯・佐伯史談一五八号)を預かったまま日
 数を経過し失礼した。検討を約束したが暇がなく、この
 四月(平成五年)から文学部長になったのでさらに忙し
 くなる。これ以上失礼となつてはと考え未検討のまま資
 料を返送する。ただ、感想として某氏(七里氏を指す)
 のいわれる右手指が不自由ゆえ、漢字は書けずに假名の
 みというのはおかしく思われる。それならば將軍御前
 の活動自体が不作法となるのではないか。次に感状の筆
 蹟は検討の余地があるように思われる。また、戸倉家伝
 記には高虎自筆で代筆したとあるが、このことを含めて
 よく検討が必要と思う。

省みると、資料として送ったのはコピーであった。故
 に紙質や墨色等の鑑識は不可能であったと察せられるに
 も拘らず、返信の内容には大きな二本の柱を示唆されて
 いて、いかにも学者らしい。その一つは宛行状そのもの
 について「更に深く検討を加えよ」との意と解され、こ

の示唆に基づいて東京の佐伯朗氏（会員）の指導により、東京大学資料編纂所管理下にある「藤堂文書―公室系譜略十八巻」等の複製を得て、更に深く検討を重ねた。（藤堂文書中の「さけのはつと」と酷似していた）その二は戸倉家伝記は私的な史料であるから、公的な史料によって検討せよとの示唆と解された。しかし、その頃の藩の史料は公開されていなかった。のみならずその膨大な史料の中から、それを探すことは至難であった。

（四）佐伯藩資料「温故知新録解読版」の刊行

平成七年三月三十一日、「温故知新録解読版」が公開刊行された。本書の序文（佐藤佑一市長）には次のように述べられている。

「これは当時の佐伯藩家老であった関谷長熙が、藩に存在していた御用日記など公私の記録類から、特に重要な記事を七十五巻に編纂し、文政三年に藩主へ献上したものである。いわば全藩資料のダイジェスト版であり、文字通り「佐伯藩の正史」に位置する不朽の歴史書といえる云々と、

その中に戸倉家々譜が載っているが、その終わりに戸

倉家が毛利氏と関係を持つようになった経緯が、次のように詳述されている。

元祖戸倉伊右衛門行重の父は、播磨明石の領主別所小三郎の家士左衛門尉重基である。その時小三郎は織田信長の属下であったので、長門の毛利輝元の押さえとしてご兄弟の中から大将一人派遣を乞うて来たので、秀吉を派遣されたことから、秀吉の指揮を受けることを快しとせず謀反し、秀吉と戦い別所一族は明石城に滅亡した。その時左衛門尉も戦死、伊右衛門当時九才であったのを家臣が世話をして紹元公（高政）に養育方を願ったところ、敵方だったとはいえ、もともと左衛門尉と懇意だったので承知下されたということである。

一、天正八年正月十五日に九才で当家に奉公する。

一、同十七年十八才で高三百石の宛行状を下された。

一、文禄二年高麗の戦に二度ともお供した。時に二十二才。

一、高政公朝鮮出兵の折り、深手を負って海中に落ちられた。藤堂、脇坂そのほかの諸将や心安き人々が引揚げ介抱した。その時伊右衛門も手負い命もあやういので、君臣とも存命中に感状を与えたらと高政は考え、藤堂氏

に相談したところ、もつともだとのことで伊右衛門へ高虎ご自筆の感状を下された。高政公が深手のため依頼した由である。

省みるとこのことについては、平成元年本誌七月号に起稿以来既に八年経た。その間各種の史料をもとに戸倉家伝記所載の高虎直筆説の論証に努めた。これに対して津市側から厳しい反論を浴びたほか、三年前には国学院大学文学部長二木謙一氏から更に慎重な検討を示唆された。

しかし、今回公開発刊された佐伯藩史料「温故知新録解説版」所載の戸倉家々譜に関する記録は、戸倉家伝記そのものである。もともと藩の正史に位置するこの史料に載っている記録であれば、論証の対象として採り上げる課題ではなかったことを痛感している。



常盤井路絵巻物より 取水堰と取水口
(常盤井路土地改良組合提供)